

なりたエコニュース

ごみ分別アプリが利用可能に

ごみの収集日や資源物の分別方法などの情報が一つになったスマートフォン用アプリ「さんあ〜る」が、本市でも利用できるようになりました。

利用できる機能

○収集日カレンダー

住んでいる地区に応じて、収集日をカレンダーで表示します。「明日は何ごみの収集日?」「次の瓶・缶の収集日はいつ?」という疑問に答えます。

○ごみの分別帳

ごみの品目ごとに分別方法を記載しています。「靴ってどうやって捨てるの?」「電子レンジを処分したいけど…」という疑問に答えます。

○プッシュ通知

収集日を忘れないようにするための機能です。あらかじめ設定した日時に、収集日をお知らせします。

全ての機能を無料で利用できます。下の二次元バーコードからアプリをダウンロードして、ごみや資源物の適正な分別のために活用してください。

ただし、通信料は利用者の負担になります。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。



Android端末用



iPhone・iPad用

消費生活相談Q&A

架空請求はがきやメールによる被害が後を絶ちません

Q ある日突然「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というはがきが届き、期日までに連絡しないと財産を差し押さえると書かれていました。全く身に覚えがありませんでしたが、問い合わせ先に電話したところ「間違いなくあなたが利用しているので、支払わなければ大変なことになる」と言われました。どうしたらよいでしょうか。

A 実在する事業者名をかたって本物と思わせたり、法的措置を取るといった記載をすることで消費者の不安をおおったりするなど、請求根拠のない支払いを求める相手に対しては、決して連絡してはいけません。連絡をしてしまったとしても、その指示に従ってはいけません。

上記のような内容の、はがきやメールなどによる架空請求事例は全国的にも後を絶ちません。問い合わせ窓口は、はがきの場合「法務省管轄支局」「国民訴訟通達センター」など、実際に存在しそうな機関の名称が使われています。メールやSNSの場合は、大手ショッピングサイトの「お客様センター」「保証センター」などとなっています。

記載されている問い合わせ先に連絡すると、中には弁護士を名乗る者を紹介され、その指示でプリペイドカードを購入し、訴訟取り下げ料として10万円を支払ったという事例もあります。

本当に請求根拠があれば、具体的な契約内容や料金についての記載があり、払込用紙などで支払う場合がほとんどです。また、訴訟の場合、正式な裁判所からの通知は「特別送達」という方法で送られます。心配なときは消費生活センターに持参して確認することができます。

不安に思ったら消費生活センターに相談しましょう。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



健康診査

定期的に受診しましょう

メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」の受診により、生活習慣病を早期発見することができます。毎年継続して受診し、数値の変化を把握することで、病気の予防・早期発見につながります。市では、特定健康診査のほかに次の健康診査なども行っています。

特定健康診査

40～74歳で国民健康保険に加入している人

一般健康診査

18～39歳で、職場などで健康診査を受ける機会がない人(高血圧、糖尿病、脂質異常症などの治療中の人を除く)

後期高齢者健康診査

受診日時点で後期高齢者医療保険に加入している人

なお、市が行う健康診査を受診する際には「成田市成人健(検)診等受診券」が必要です。お持ちでない場合は、事前に下記の担当課へお問い合わせください。

集団健診の日程は右表の通りです。60歳以上の方は、市内実施医療機関で、11月30日(金)まで個別健(検)診を受けることができます。

受診方法などについては広報なりた5月1日号をご覧ください。

※くわしくは特定・後期高齢者健康診査については保険年金課(☎20-1526)、一般健康診査については健康増進課(☎27-1111)へ。

健康診査の日程(集団)

9月	4日(火)	公津公民館
	7日(金)	久住公民館
	11日(火)	三里塚コミュニティセンター
	12日(水)	
	18日(火)	市役所
	19日(水)	旧中郷小学校体育館
	20日(木)	八生公民館
	21日(金)	保健福祉館
	25日(火)	
	26日(水)	
10月	5日(金)	保健福祉館
	9日(火)	
	12日(金)	市役所
	16日(火)	豊住公民館
11月	18日(木)	印東体育館
	4日(日)	保健福祉館
	16日(金)	
	17日(土)	
	19日(月)	
	26日(月)	
12月	30日(金)	
	3日(月)	保健福祉館
	8日(土)	
	10日(月)	
	11日(火)	

¥ 年金

こんなときはどうなるの？

Q 会社員だった夫が60歳になり、定年退職しました。私は55歳で、夫の扶養に入っていました。国民年金の届け出は必要ですか。

A 保険年金課、下総・大栄支所で「種別変更」の届け出をしてください。

20歳以上60歳未満の方は、年金に必ず加入することになっています。加入者は、第1号被保険者(学生、農業従事者、自営業者、フリーター、無職の人など)、第2号被保険者(サラリーマンなど)、第3号被保険者(サラリーマンなどの配偶者)の3種類に分けられ、種別が変わるときは届け出が必要です。

あなたの場合、配偶者が会社を退職したことによって、第3号被保険者から第1号被保険者になるための届け出が必要となります。

第1号被保険者になると、国民年金保険料は自分で納めるこ

とになります。納付には、手間がなく納め忘れのない口座振替や、まとめて前払いすると割引される前納制度がありますので利用してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。

